

司法修習生に対する給費制の復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新第65期司法修習生から廃止されて貸与制に変わり、本年11月から修習を開始する第67期司法修習生で3回目の実施となる。

自由法曹団は、従前より、給費制は法曹の公共性や公益性を確保するために必要な制度であることを指摘し、貸与制となった場合の弊害のおそれを繰り返し指摘してきたが、給費制から貸与制への変更の弊害は、今や明白になってきている。

最初に貸与制を経験した新第65期からは、「食費を削って栄養が不足し体調を崩した」「心の健康を害したが病院に行くのを控えた」「修習に必要な書籍の購入を諦めた」「交通費を出せず学習会へ参加できなかった」といった現状が伝えられ、経済的事情から、充実した修習生活を送れなかった者が多数いることが判明している。

また、貸与制を利用した者は修習期間中に約300万円の借金を負うこととなり、大学や法科大学院時代の奨学金とあわせると中には1000万円を超える者もいる。貸与制を利用した者からは、借金を返済することを考えると、収入に繋がらないものの公益性の高い事件に取り組むことができないという声があがっている。加えて、現在は弁護士の経済的困難や就職難の問題もあり、事態は深刻である。

しかも、この現状を反映して、本年度の法科大学院の入学者は2698名で、2009年度の6割程度の人数にとどまり、法曹を志す者自体が激減している。

- 2 この現状を見直すために「法曹養成制度閣僚会議」の下に設置された「法曹養成制度検討会議」は、本年4月、法曹養成制度に関するパブリックコメントを実施した。集まった意見の約78%が司法修習生に対する経済的支援に関するものであり、そのほとんどが給費制の復活を求めるもので、貸与制に賛成する意見は約0.4%しかなかった。しかし、法曹養成制度検討会議は6月26日、寄せられた大多数の声を無視して貸与制を前提とする取りまとめを発表した。

この民意を無視した検討結果を受けて、8月には新第65期司法修習生だった若手法律家を原告とする給費制廃止違憲訴訟が提起される事態となっている。

- 3 その後、いまだ法曹養成制度の改革が不十分であるとして、9月17日、新しく「法曹養成制度改革推進会議」が設置され、2年以内を目途に課題の検討を行うこととされた。この組織ではこれまでに決定された事項の遂行や法科大学院教育、司法試験の見直しが優先されており、今後、給費制の検討が行われるとは限らないが、すでに給費制を廃止した弊害が明らかになり、パブリックコメントに寄せられた声の大多数が給費制の復活を求めるものであったのだから、民意に沿って給費制復活の検討をおこなうべきは当然である。

自由法曹団は、国民の権利を擁護するために、司法を担う法曹の公共性、公益性を守り抜き、また、法曹を志す者が経済的事情から法曹になる道を断念せざるを得なくなることがないように、司法修習生に対する給費制の復活を求めて全力を挙げて奮闘する。

2013年10月21日

自由法曹団 岩手・安比高原総会